# 食品安全委員会動物用医薬品専門調査会

# 第 117 回会合議事録

- 1. 日時 平成 21年 10月 23日 (金) 10:00~11:26
- 2. 場所 食品安全委員会中会議室

## 3. 議事

- (1) 専門委員紹介
- (2) 専門調査会の運営等について
- (3)座長の選出
- (4)動物用医薬品の安全性評価基準(案)について
- (5) その他

# 4. 出席者

#### (専門委員)

石川(さ)専門委員、石川(整)専門委員、小川専門委員、寺本専門委員、 天間専門委員、中村専門委員、能美専門委員、舞田専門委員、松尾専門委員 (食品安全委員会委員)

小泉委員長、長尾委員、野村委員、廣瀬委員、見上委員

#### (事務局)

要本事務局長、大谷事務局次長、北條評価課長、前田評価調整官、関谷課長補佐、 田中評価専門官、福永評価専門官、井上係長

#### 5. 配布資料

- 資料 1 専門委員職務関係資料
- 資料 2 専門調査会の審議事項について
- 資 料 3 暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順
- 資料 4 動物用医薬品専門調査会の運営体制に関する事項

- 資料 5 食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うこと が明らかに必要でないときについて (照会及び回答)
- 資料 6 食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象 について、食品安全基本法第 24 条の規定に基づき意見を求められた場合 の取扱いについて
- 資料 7 意見聴取要請(平成21年10月22日現在)
- 資料 8 動物用医薬品の安全性評価基準 (案)

参考資料

#### 6. 議事内容

〇前田評価調整官 それでは、定刻となりましたので、ただいまより第 117 回「動物用医薬品専門調査会」を開催いたします。本日は大変お忙しい中、本調査会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、食品安全委員会事務局評価調整官の前田でございます。よろしくお願いいたします。座長が選出されるまでの間、私が議事を進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

このたび 10 月 1 日付けをもちまして、各専門調査会の専門委員の改選が行われました。 本日は、改選後最初の会合に当たりますので、まず初めに小泉食品安全委員会委員長より ごあいさつをさせていただきます。

○小泉委員長 皆様おはようございます。このたびは食品安全委員会の専門委員に御就任の御承諾をいただき、誠にありがとうございます。皆様方には、鳩山由紀夫内閣総理大臣から、今年 10 月 1 日付けで専門委員として任命されていると思います。その属すべき専門調査会につきましては、委員長が指名するということになっておりますことから、私から動物用医薬品専門調査会に所属する専門委員として指名させていただきました。何とぞよろしくお願いいたします。辞令につきましては、皆様方のお手元に届いていると思います。

皆様御存じのとおり、平成 15 年 7月に食品安全基本法に基づきまして、食品安全委員会が内閣府に設置されてから 6 年あまりが過ぎました。これまでの間、私を含め 7 人の委員で毎週木曜日にさまざまな事案につきまして公開にて審議してまいりました。専門調査会につきましては、これまで 14 の専門調査会において、各分野における専門的な事項につきまして調査審議を行っていただいているところでございます。10 月 1 日からは、皆様

方を始めとする総勢 212 名の方々に御活躍していただくことになっております。

既にもう始まっておりますが、今回の改選に伴いまして、本調査会の所掌の一部を変更 しております。動物用医薬品のうち、抗菌性物質、飼料用添加物と共通の物質及び対象外 物質は、肥料・飼料等専門調査会で審議することになりました。

したがいまして、この動物用医薬品専門調査会では、それら以外の動物用医薬品につきまして、16名の専門委員の方々にお願いして、安全性評価を行っていただくことになります。皆様方には、これまでの知識、御経験を十分に生かしていただきまして、御審議をお願いいたします。今後ともよろしくお願いいたします。

○前田評価調整官 ありがとうございました。

次に、本日机上に配付しております資料の確認をお願いいたします。本日の資料は8点でございます。

まず議事次第、専門委員名簿、座席表がございます。

資料 1「専門委員職務関係資料」。

資料2「専門調査会の審議事項について」。

資料3「暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順」。

資料 4「動物用医薬品専門調査会の運営体制に関する事項」。

資料 5「食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて(照会及び回答)」。

資料 6「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、 食品安全基本法第 24 条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」。

資料 7「意見聴取要請(平成 21 年 10 月 22 日現在)」。

資料 8「動物用医薬品の安全性評価基準(仮称、事務局素案)」。

そして、参考資料1、2がございます。

配付資料の不足等はございませんでしょうか。

それでは、議事次第に従いまして議事に入らせていただきます。

まず、議事の1つ目が専門委員の紹介ということでございますので、委員名簿に記載しておりますとおり、今回、動物用医薬品専門調査会の専門委員に御就任いただきました方におかれましては、総勢16名でございます。本日は、9名の専門委員に御出席をいただいてございます。

そして欠席の専門委員でございます、寺岡専門委員、頭金専門委員、三森専門委員、山 口専門委員、山崎専門委員、山手専門委員、渡邉専門委員の7名におかれましては、本日 御都合により欠席となってございます。

それでは、本日御出席の皆様方を私からお名前の 50 音順に紹介させていただきます。 なお、今回新たに御就任されました方におかれましては、抱負を含めまして簡単に自己紹介をお願いできればと思います。

それでは、名簿順でございますが。

石川さと子専門委員でございます。

石川整専門委員でございます。

小川久美子専門委員でございます。

寺本昭二専門委員でございます。

天間恭介専門委員でございます。

中村政幸専門委員でございます。

能美健彦専門委員でございます。

舞田正志専門委員でございます。

○舞田専門委員 舞田でございます。新任ということで、私の専門は水産の分野ですので、 比率的には非常に少ないと思いますが、公平・公正な審議に御協力させていただきたいと 思います。

よろしくお願いいたします。

- ○前田評価調整官 続きまして、松尾三郎専門委員でございます。
- ○松尾専門委員 松尾でございます。よろしくお願いいたします。私も初めてですが、協力させていただきますので、よろしくお願いいたします。
- ○前田評価調整官 また、本日は食品安全委員会から冒頭でごあいさつをいただきました、 小泉委員長始め、長尾委員、廣瀬委員にも御出席をいただいております。

続いて事務局の紹介をさせていただきます。

まず、食品安全委員会事務局、栗本事務局長でございます。

大谷事務局次長でございます。

北條評価課長でございます。

関谷課長補佐でございます。

田中評価専門官でございます。

福永評価専門官でございます。

井上係長でございます。

そして、私、前田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

次に議事2に移らせていただきます。専門調査会の運営等についてでございます。お手元に 61 ページほどございます分厚い資料がございますが、食品安全基本法から始まりまして、専門委員の職務に関係する内容が書かれてございます。時間が限られてございますので、ポイントのみごく簡単に説明をさせていただきます。

まず、1ページ目でございますが「1 食品安全基本法について」でございます。平成 1 5年 7月から施行されております法律でございますが、この目的といたしまして、食品の安全性の確保に関する基本的理念を定めること。国、地方公共団体及び食品関係事業者の責務並びに消費者の役割を明らかにすること。そして、施策の策定に係る基本的な方針を定めること。そういったことによりまして、食品の安全性の確保に関する政策を総合的に推進することを目的といたしてございます。

2番は、リスク分析手法の導入ということでございますが、食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たりましては、食品健康影響評価が施策ごとに行われなければならないということが定められてございます。

3ページの12条、こちらにおきましては、食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっての留意点でございますが、食品健康影響評価が行われたときにつきましては、その結果に基づいてこれが行われなければならないという理念が定められているところでございます。

4ページ、委員会の所掌事務でございます。食品安全委員会の所掌事務のうち、この専門調査会にも関連する部分といたしまして3点ございますが、第23条の二号の次条の規定により、または自ら食品健康影響評価を行うこと。これはすなわち厚生労働省または農林水産省などから、食品の健康影響評価についての評価要請が来たとき、これが次条の規定でございますが、そういった要請が来たときの健康影響評価と、食品安全委員会が自ら課題を設定して健康影響評価を行うということ、そういったことが評価の種類でございます。

第六号にございますが、必要な科学的調査及び研究を行うこと。

第七号にございますが、関係者相互間の情報及び意見交換を企画し、実施すること。 以上のことがこの専門調査会にも関連する部分でございます。

8ページ、委員会の権限ということでございますが、この委員会は、資料提出等の要求ができまして、関係行政機関、厚生労働省または農林水産省などに対しまして、資料の提出、意見と表明、説明その他必要な協力を求めることができることになってございます。

実際に専門調査会におかれましても、審議を進めていく上で必要な資料がある場合には、 厚生労働省などに対して資料要求を行うことがございます。

また、5番目の36条で専門委員が規定されてございますが、委員会に専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができるということと、学識経験のある者のうちから内閣総理大臣が任命するということ、そして、専門委員は非常勤ということでございます。

10ページ「食品安全を守るしくみ」で、リスク管理とリスク評価、この考え方はまだ新しいものでございますが、厚生労働省、農林水産省等がリスク管理、食べても安全なようにルールを決めて監視する。そのために食品安全委員会は食べても安全かどうかを調べて決めるということがリスク評価の内容でございます。そして、科学的、客観的、中立・公正に行うということが、食品安全委員会の評価の基本的な考え方でございます。

12ページ、専門調査会の調査審議についてでございます。

1番目に、食品健康影響評価に関する調査審議の手順ということでございますが、厚生 労働省などのリスク管理機関から諮問を受けた場合、食品安全委員会は諮問の内容につい てリスク管理機関から説明を受け、審議を行った上で、専門調査会に対し、専門の事項に 関して調査審議を依頼する。

2番目に、専門調査会は、食品安全委員会における審議を踏まえて調査審議を行い、評価書案をとりまとめる。

そしてその評価書案につきましては、国民からの意見募集という形で、原則 30 日間パブリック・コメントという形で国民の意見を伺い、それを受けて、食品安全委員会において審議を行い、評価結果を決定して関係するリスク管理機関に通知する。

そういった流れで調査審議が進められているところでございます。

そして、組織及び運営の一般原則ということでございますが、13ページの①でございます。各専門調査会に属すべき専門委員は委員長が指名するということ。そして、専門調査会に座長を置き、専門委員の互選により選任すること。その座長が会議の議長となること。そして、あらかじめ座長代理を指名することが定められてございます。

第3の調査審議に当たって特に留意すべき事項でございます。食品または危害要因に関する許認可等について評価していただくということでございますので、審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係を有する専門委員におかれましては、専門調査会の判断により調査審議から除斥、調査審議の会場からの退室、もしくは発言の制限等が行われることがございます。

調査審議の公開についてでございます。本日も公開で行われてございますが、その審議の結果、意見等が公開されるということですが、会議も公開、議事録も公開、提出資料等も公開ということでございますが、例外としまして、個人の秘密、企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益または不利益をもたらすおそれがある場合を除き、原則として公開ということでございます。

14ページが、調査審議の手順をフローチャートにしたものでございますが、リスク管理機関からの資料送付、食品安全委員会の本委員会での説明、そして専門調査会での検討依頼、専門調査会で何度か御審議をいただいた上で、本委員会で評価書案の説明がされ、そして国民からの意見・情報の募集を行うということでございます。

ただ、このとおりにいかないケースもございまして、食品安全委員会の委員の御意見などによりまして、本委員会に上げる前に、もう一度専門調査会で審議をしてほしいとお願いをするケース、この上の矢印のケースもございます。

また、パブリック・コメントが 30 日終わった後に、必要に応じて専門委員会において 評価書案の修正をお願いするということがございます。

そしてまた本委員会において審議の結果、評価結果を決定し、厚労省、農水省などに評価結果を通知するという流れとなってございます。

15ページからが専門調査会の運営規程でございますが、先ほど委員長からも御説明がありましたとおり、17ページの上から3段目が、動物用医薬品専門調査会の所掌事務ということでございまして、動物用医薬品で、抗菌性物質、飼料添加物と共通の物質及び食品衛生法第11条第3項に規定する人の健康を損なうおそれのないことが明らかである物質を除く物質の食品健康影響評価に関する事項について調査審議するということが所掌事務となっているところでございます。

- 18ページが調査審議方法。
- 19ページが公開について。
- 20ページ、3番の専門調査会の調査審議以外の業務についてでございます。基本的には、評価書案の作成などに向けて調査審議していただくことがメインの業務でございますが、1番のリスクコミュニケーションと書いてございますが、専門調査会でどういった審議が行われているのか、そして、どういった審議結果になったのか、そういったことについて国民の方々との意見交換を行うときに、専門調査会の委員に御協力をいただくということがございます。

21ページ、2番の国際会合への出席でございますが、国際リスク評価機関の会合を含め

まして、食品の安全性の確保に関する国際会合に御出席いただき、海外のリスク評価機関との連携、食品健康影響評価に必要な科学的知見の充実等に御協力をいただいているということがございます。

22 ページの一番下の 3 番ですが、食品健康影響評価技術研究運営委員会ということでございます。こちらは、食品安全委員会の持っております研究費でございますが、その研究費を運営していく運営委員会の構成員といたしまして、専門委員に御参加いただき、研究領域候補の選定、研究課題の評価等に御協力をいただいているところでございます。

25ページ、4番の国会への参考人招致ということでございますが、これは、食品安全委員会からの依頼というよりは国会からの依頼ということで、国民の関心が高い事項につきまして、専門委員に参考人または政府参考人として出頭を求め、その意見または説明を聞くということがございます。

26ページ、自ら評価、ファクトシート等に関する作業の進め方についてということで資料を付けてございますが、自ら評価と申しますのは、この 26ページの 2番の (1) にございますが、関係機関、マスメディア等から収集・整理した危害情報、食の安全ダイヤル、食品安全モニターといった、いろんな食に関する情報収集のツールが食品安全委員会にございますが、そういった国民から寄せられました情報・意見、委員会に文書で寄せられました要望・意見、そういったものの中から評価することが適切なものについて、食品安全委員会が自ら候補を選定して評価していくものでございます。

(3) ファクトシートの作成でございます。ファクトシートにつきましては、28ページの上から 2 段目に書いてございます。リスク評価をする段階ではないものの、現時点における科学的知見に基づく情報を整理して、文書にとりまとめ、国民に情報提供をするということで、ビタミン A の過剰摂取ですとか、アクリドアミド、Q 熱、トランス脂肪酸などについて、既に情報提供を行っているところでございます。

下から 3 段目の Q & A で、国民の関心の高いハザードに関する情報について、Q & A 形式でわかりやすく情報提供しているケースもございますので、こういうファクトシートの作成ですとか、Q & A の作成、あと自ら評価の実施、そういったものについても専門委員の御協力を賜ることがございますので、その際はよろしくお願いいたします。

30ページ、緊急時対応における専門委員に期待される役割についてでございますが、食品安全委員会における緊急時対応といたしましては、食中毒等についての科学的知見の収集と情報提供、そして食品健康影響評価とリスク管理機関に対する勧告及び意見具申というものが定められてございます。

専門委員の方々に期待される役割としまして、2番の(1)~(4)までございますが、まず(1)平時及び緊急時における関連情報及び科学的知見の提供、(2)食品安全委員会会合への出席及び専門的意見も提示、(3)各専門調査会の緊急的な開催、(4)その他必要がある場合に、現地に事務局職員及び専門委員等を派遣して情報収集を行うとともに、科学的知見に基づく助言等を行っていただくという緊急時対応で御協力を賜る場合がございます。

33ページ、専門委員の服務についてでございます。こちらの 2 段落目に書いてございますが、専門委員の方々でおかれましては、非常勤の職員とはいえ、国家公務員法の規定によります一般国家公務員ということでございますので、国家公務員法の規定が適用され、同法の服務に関する規定を遵守しなければいけないことになってございます。

その服務の内容でございますが、まず1番の服務の根本基準として、専門委員は国民全体の奉仕者であって、食品関連事業者、関係団体等の一部の国民の奉仕者ではないということ。そして公共の利益のために勤務すべきであることなどについて留意していただくということがございます。

2番、法令及び上司に従う義務ということでございますが、関係する法律、政令などが 法令でございますし、あと食品安全委員会委員長の専門の事項の調査審議に係る職務上の 命令に従うことが義務づけられているところでございます。

3番、争議行為等の禁止、サボタージュ等の禁止が規定されてございます。

34ページ、4番、信用失墜行為の禁止も勿論でございますし、5番の秘密を守る義務、 守秘義務と言われてございます。こちらにつきましては、最後の行になお書きで書いてご ざいますが、専門委員を辞めた後にも、個人情報ですとか知的財産に関する情報について は秘密を守っていただく義務が課せられてございます。

6番、職務専念義務でございますが、こちらも専門調査会の開催時間、各種の打合せ時間など、所定の勤務時間内は全力を挙げて職務の遂行に専念すべきということが規定されてございます。

7番、服務に関する規定に違反した場合の処分についての規定もございます。

あと、結構マスコミの方々の関心の高い事項などについて、委員としての意見等を聞かれる場合がございますが、この括弧書きに書いてございますが、専門委員としての立場ではなく一専門家として食品の安全性の確保に関する個人的見解ということで伺われるケースがございます。こちらについては、特に処分の対象となるような違反ということではございませんが、くれぐれも御注意いただきたいのは、食品安全委員会の見解であるという

ことの誤解を招かないように注意して対応していただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

35 ページ、食品健康影響評価技術研究ということでございます。内容としましては、36  $\sim 37$  ページに現在は走っております研究の課題一覧が記載されております。

38ページ、食品安全総合情報システムということで、文献情報や危害情報、食品リスク評価及び管理政策、テーマごとの情報などについて検索ができるようになってございます。

39ページ、食品安全委員会の事務局の組織図ということで、事務局長、次長、総務課、評価課、勧告広報課、情報・緊急時対応課、リスクコミュニケーション官という、職員合計 56名で成り立っている組織でございます。

40ページからが、食品安全基本法の全文。

48ページからが、食品安全基本法に規定する基本的事項でございますので、またお読みいただければと思います。

以上が資料1の専門委員の職務関係資料についてでございますが、何か御意見、御質問があればよろしくお願いいたします。

○中村専門委員 内容の話でもないのですが、29ページに作業のフローチャートがございますね。左の真ん中より少し下で、自ら評価の案件があって、担当専門調査会にて評価、私は微生物・ウイルスでこういう流れで実施しているのですが、ここで切れてしまう話は、どこかへつながらないのかなという気がしているんです。例えばリスク評価を実施し、どうのこうのというふうにいくので、右の食品安全委員会の報告のどこかにつながっているような気がするのですが、いかがでしょうか。

○前田評価調整官 勿論、担当専門調査会の評価で終わるものではございませんので、これは左をずっと下に回って食品安全委員会に報告というルートになりますので、そこは抜けているところでございますが、親委員会、食品安全委員会には報告されます。

- ○中村専門委員 わかりました。
- ○前田評価調整官 ほかにございませんでしょうか。それでは、後ほど御疑問等がございましたら事務局へお問い合わせいただければと思います。

ただいま御説明しました内容につきまして、御確認いただき、また御留意いただきまして、専門委員をお務めいただきたいと存じます。

続きまして、議事3の座長を選出に入りたいと思います。先ほど説明いたしました。食品安全委員会の専門調査会運営規程、資料1でいいますと、15ページに記載してございますが、この第2条の第3項に、専門調査会に座長を置き、当該専門調査会に属する専門委

員の互選により選任するということとされてございます。

どなたか、御推薦はございませんでしょうか。

能美専門委員、どうぞ。

- 〇能美専門委員 三森国敏先生を座長として推薦したいと思います。
- ○前田評価調整官 ほかに御意見はございますか。

中村専門委員、どうぞ。

- 〇中村専門委員 私も能美先生と同じに、ここでずっと 6 年ぐらい担当しておりまして、 やはり三森先生が最適任者だと思います。
- ○前田評価調整官 ありがとうございました。ほかに御意見はございますか。

それでは、能美専門委員及び中村専門委員から、三森専門委員を座長にと御推薦がございましたが、いかがでしょうか。

#### (「異議なし」と声あり)

○前田評価調整官 それでは、御承諾ということで取り扱わせていただきます。御賛同いただきましたところでございますが、本日、三森専門委員におかれましては、所用により御欠席ということでございますので、事務局より座長推薦があったということをお話いたしまして、御承諾を得られましたら三森専門委員に座長へ就任していただくこととさせていただきたいと思います。また、食品安全委員会の専門調査会の運営規程の中に、座長代理の指名が第2条第5号で規定されてございますが、今回の専門調査会におきましては、座長に御推薦のあった三森専門委員が御欠席ということでございますので、これにつきましても次回以降の調査会にて指名を行っていただくことにしたいと考えております。

本来ですと、ここからの議事進行は座長にお願いすることになりますが、本日は動物用 医薬品専門調査会担当の食品安全委員会の委員でございます、廣瀬委員にこれからの議事 進行をお願いできればと思います。よろしいでしょうか。

それでは、廣瀬委員におかれましては、座長席に移動していただきますようお願いいた します。

## (廣瀬委員、座長席へ移動)

○廣瀬委員 本日は、座長が御欠席ということでありますので、動物用医薬品の私は副担 当ではありますが、司会を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速議事を進めさせていただきますが、資料 2、3、4 について、事務局から 御説明をお願いいたします。

○関谷課長補佐 それでは、お手元の資料2を御覧ください。この調査会の審議事項など、

あるいは審議体制について少し詳細に御説明をさせていただければと思います。

まず資料 2 の後ろを 1 枚開いていただきますと、左側に「専門調査会の所掌の変更について」という紙がございます。先ほども前田調整官からありましたように、一部、所掌の変更を今回の委員の改選に伴って行っております。その所掌の変更の経緯でございますが、いわゆるポジティブリスト、これは平成 18 年 5 月 29 日からスタートしておりますが、原則、農薬または動物用医薬品あるいは飼料添加物が残留しているものは食品の流通を禁止する。原則禁止の枠組みの中で、禁止しないものを認める。それで暫定基準をつくる。認めるものだけをリスト化する。ポジティブリスト制度というものが導入されております。

それに伴いまして、非常に、厚生労働省からの評価依頼が増えたということで、特に動物用医薬品の案件がかなり多く残っているという状況もありまして、それで今回の所掌の変更ということで、これまで動物用医薬品専門調査会では、動物用医薬品全般にわたりまして御審議をいただいていたのですが、今回の変更によりまして、この四角の枠で矢印が下に来ておりますが、変更後の所掌ということで、左側に動物用医薬品の食品健康影響評価で括弧書きですが、抗菌性物質、抗生物質または合成抗菌剤。それから、飼料添加物と共通の物質がございますが、そういうもの。それから、対象外物質と申しまして、下の\*にありますが、食品衛生法で「人の健康を損なうおそれのないことが明らかである物質」、これはアミノ酸、ビタミン等、そういったものが、そういったものにつきましては、肥料・飼料等専門調査会という別の専門調査会で御審議いただくようになりますので、こちらの動物用医薬品専門調査会におきましては、それ以外の動物用医薬品、ワクチン、寄生虫駆除剤等、それらの御審議をいただくことになっております。これは、食品安全委員会の専門調査会の運営規程がございまして、この改正を行ったところでございます。

資料 2 の前に戻っていただきまして、まず概略でございますが「1. 動物用医薬品等の種類、範囲について」ということで、動物用医薬品というものは、薬事法で規定がございますが、基本的に日本薬局方に収められているもの等がありますが、動物の疾病の診断、治療または予防に使用されることが目的とされているものになります。

(2) で対象適用となっておりますが、適用対象となる動物というように訂正していただければと思いますが、適用対象になる動物は動物全般なのですが、食品安全委員会ということですので、審議の対象となる案件としては、ウシ、ウマ、ブタという、食用の畜水産物を生産するような動物に使用する動物用医薬品ということになります。

右側のページに「2. 食品安全委員会への意見要請の仕組みについて」というものがございますが、ここで①、厚生労働省からは食品衛生法に基づいた動物用医薬品の残留基準

を定めようとするときに評価の依頼がございます。②、農林水産省からは、薬事法に基づいて動物用医薬品等、部外品、医療機器もですが、製造販売の承認をするとき、あるいは 再審査、再評価をするときに、食品安全委員会に評価依頼がまいります。

一番後ろに図がございまして、各機関の役割ということで整理しておりますが、食品安全委員会は動物用医薬品の ADI の設定等の食品健康影響評価をしております。農林水産省と厚生労働省は、それぞれリスク管理機関として、厚生労働省は動物用医薬品の畜水産物における残留基準、MRLをつくる。農林水産省は薬事法に基づいて動物用医薬品を承認、再審査、再評価、あるいは生産現場の適正使用の指導などをする役割分担で制度化されております。

表から 2 枚めくっていただいて「3. 専門調査会における審議内容について」ということで、先ほど改正があったというところでございますので、10 月以降はこの内容を御審議いただくことになります。

具体的に動物用医薬品で、これまで評価要請がされているものの例示を下に書いておりますが、まず化学物質を成分とするものにつきましては、(1)の①にありますように、抗菌性物質製剤、これは肥料・飼料等専門調査会で御議論いただきますが、こちらの専門調査会では、内寄生虫駆除剤、鎮痛剤、繁殖用薬、その他、こういった医薬品の食品健康影響評価を実施していただくことになります。

審議にかかる主な資料の例ということで、こういった項目の試験資料を基に、評価書を 作成することになります。

最終的な評価結果は、基本的には化学物質であれば ADI、一日摂取許容量を設定するという流れになってございます。

次のページでございますが、(2) 生物学的製剤、こちらはこれまで評価を要請されたものは、いわゆるワクチン類になります。このワクチンの場合は、ADIを設定するということではなくて、性状あるいは製造用の株のヒトへの安全性等を総合的に勘案しまして、それで評価をいただいて、適正に使用されれば食品を通じてヒトの健康に影響を与えるおそれはないという結論が出されております。

もう一枚めくっていただきまして、その右側に「薬剤耐性菌の食品健康影響評価の進め方について」という紙がございます。先ほど申し上げましたように、所掌上、動物用医薬品専門調査会では抗菌性物質を取り扱わないということに今回なりましたので、これまで抗菌性物質製剤に関係する薬剤耐性菌に評価に関しましては、動物用医薬品の専門調査会と肥料・飼料等専門調査会、それから微生物・ウイルス専門調査会、この3つの調査会の

合同専門調査会としてワーキンググループを設置しておりましたが、今回の所掌が変更になるということで、これが規程になるわけですが、見え消しにしておりますが、動物用医薬品の専門調査会は今回外れるということで、この中身につきましては、肥料・飼料等専門調査会あるいは微生物・ウイルス専門調査会で、また、お認めいただく予定としております。

続きまして、資料 3 を御説明させていただきます。先ほどポジティブリスト制度ということで、平成 18 年 5 月 29 日から施行されております。これは、農薬、動物用医薬品、飼料添加物をリスト化して、原則禁止の中で認めるものだけリスト化する制度です。この案件が、この調査会で御議論いただくもののかなりの部分を占めていくわけですが、その実施手順というものを 18 年 6 月に食品安全委員会で定めております。

1枚めくっていただきまして、基本的な考え方というところがございますが、このポジティブリスト制度が導入されまして、一挙に758の農薬等の基準が設定をされております。これが順次、評価依頼が来ることになっております。このうち動物用医薬品の用途があるものが約250ございますので、そのうちの、先ほど申し上げた抗菌性物質以外のものについては、こちらの調査会で御審議いただきます。

この評価の実施手順ということで、今まで使用経験があるようなものが大部分なのですが、これだけの物質を評価していくということでありますので、(3)にありますように、国外における評価を確認の上、活用することが可能ということで、国内外で既に実施された評価の結果を利用して、いわゆる我々が評価書評価と呼んでおりますけも、そういった手法で評価を実施するということが定められております。

ポジティブリスト制度の中には、優先物質というものが厚生労働省で決められておりまして、これは5成分あるわけですが、大部分は優先物質以外となるわけですが、具体的には一番後ろの紙を1つ開いていただきますと、参考2というものがございますが、この図をごらんいただきながら御説明させていただければと思います。

「暫定基準が設定された農薬等の評価の実施手順」、優先物質と優先物質以外ということで、上の四角の中にリスク評価方法で決定するということで矢印がございますが、優先物質の場合は左の流れになります、基本的には毒性試験成績等、実際の試験資料を基に、いわゆるフル評価ということで行うものです。

この5成分につきましては、アレスリン、オキソリニック酸、キシラジン、スルファチアゾール、タイロシンというものがありますので、これからこの調査会で御審議いただくのは、アレスリンとキシラジンが優先物質ということになります。それから、大部分を占

めます優先物質以外に関しましては、こちらの参考 2 の右側のフローになりますので、評価に用いる資料としては、この国の政府機関の評価書、あるいは国際評価機関のもの、これは JECFA または EMEA (欧州医薬品庁) あるいは米国の FDA、そういったところできちんと評価されたものの評価結果を基に評価をしていただくという流れになってございます。

評価結果が出されますと、厚生労働省で暫定基準値の案を作成するということになりますが、その段階で暴露量の確認という手順がございまして、厚生労働省から報告がございます。暴露量から摂取量を推定いたしまして、その残留基準値案で ADI のどのぐらいに当たるかという報告が上がってきますので、それに対しては必要に応じて意見を述べるということが手順として定まっているところでございます。

このポジティブリスト関係の審議事項につきましては、資料 4 をごらんいただければと思いますが、9 月まで専門委員でいらっしゃった先生方は御存じだと思いますが、確認評価部会という部会を専門調査会の下に設置いたしまして、専門調査会全体よりは少人数の部会で御議論いただいて、その後専門調査会でということで効率的にやるということを定めておりまして、そういう運営体制を取っておりましたが、今回、専門調査会が2つになりますので、それぞれの専門調査会で完結する形で実施していただくということで、必ずしもその部会を経て、また調査会ということになりますと、効率性の面からも場合によっては二重のことにもなりますので、今回の所掌の変更に伴いまして、確認評価部会は廃止をいたしまして、調査会ですべて御審議いただくということにしております。

審議事項、審議の体制については以上でございます。

○廣瀬委員 ありがとうございました。それでは、ただいまの説明に対しまして、御質問等がございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。様々な複雑なフローがありますが、新任の先生方におかれましては、今後、審議を行っていく過程の中で、徐々に御理解いただけると思っております。御質問等がありましたら、いつでも事務局に御連絡くださるようお願いいたします。

それでは、次の議題に移りたいと思いますが、今回新たに専門委員に御就任された方が 多数いらっしゃいますので、現在の動物用医薬品専門調査会で審議中の案件などについて、 事務局から簡単に御説明をお願いしたいと思います。

○関谷課長補佐 続きまして、これまでの審議の事例、あるいは現在意見聴取が来ている ものということで、まず資料 7 を御覧いただければと思いますが、これは「意見聴取要請」 と書いてありまして、昨日現在でリスク管理機関から意見を求められているものの一覧に なっております。農林水産省から、これは承認に関係するものですが、ここに記載の依頼が来ておりますので、今後、審議をしていただくことになります。審議中となっております。

裏の24番ところに「意見募集中」とありますが、これは、審議が終わりまして、食品 安全委員会の親委員会に報告をして、今、パブリック・コメント手続中のものでございま す。

先ほど来申し上げております、ポジティブリスト制度に伴う案件としましては、参考資料1、これも1枚紙でお手元にお配りしておりますが、それぞれ、これは諮問が来ているものでございまして、諮問が来ているものは左に○が付いております。そして、審議に入っているものに○が付いております。それから、答申済みのものについては○がその欄に入るようになっております。

18年から 19年、20年ということで、後ろにありますように、今 87物質の諮問を受けております。全部で約 250 ありますが、39物質で答申済み、未答申のものが 48物質ということで、48物質の中で抗菌剤等を除きますと、21物質が今こちらの専門調査会で御審議いただくポジティブリスト案件のものになります。

そのほか、いろいろと効率的にということも考えまして、資料 5 を見ていただければと思いますが、食品安全基本法の 11 条第 1 項第 1 号に、食品健康影響評価を行わなくてもいい、明らかに不要な場合があるということで、例えばここの資料 5 の一番上にありますように、イヌまたはネコのみを対象とする動物用医薬品等、そういったものは食品安全基本法では、動物用医薬品を承認するときは必ず意見を聞きなさいとなっているですが、その中で、勿論イヌ、ネコ用のものは評価が要らない、食品健康影響評価が不要だということは明らかですので、そういったものは受け付けないというか、評価不要ということで、リスク管理機関に返しております。ですので、こういったものは評価依頼自体が、この通知の後はされないということになります。

その他、資料 5 を 3 枚めくっていただいて、左のページですが、2 に、既に承認されている動物用医薬品等と成分が同等である等、新たに食品健康影響評価が必要でない場合ということで、有効成分または用法・用量または効能が変わらないもの、いわゆるゾロ品のようなものを承認する場合には意見は聞かなくていい、食品安全委員会に評価依頼をしないでいいという仕組みにしております。

また、その右側のページには、ワクチンの関係でございますが、ワクチンについても不 活化処理がきちんとされているもので、添加剤などが既存のもの、あるいは既評価のもの、 評価が既にされているものであれば、評価を改めて行う必要がないという整理をされております。ですので、こういったものに関しましては、そもそも評価が明らかに不要ということになりますので、専門調査会で御議論いただくということはありません。

続きまして、資料 6 を御覧ください。これは 10 月 8 日の食品安全委員会で決定されたものですが、食品安全委員会ができてから 6 年以上経ちますので、既に評価結果を御審議いただいて、評価結果が出ているものがあって、それがまた再度、動物用医薬品であれば再審査をするなど、適用拡大をするときに、再度評価依頼が来る場合がございますので、既に評価結果があるもので、その後に新しい安全性に係る科学的知見、評価結果に影響を及ぼすようなものがなければ、食品安全委員会の親委員会のみの御審議でリスク管理機関に返すなど、あるいは完全に新しい知見がないということであれば、先ほどの評価が不要だという取り扱いにするという取り組みもしております。ですので、そういうものに関しましても、こちらの専門調査会でお手を煩わすことはないということになります。

参考資料 2、一番最後の資料ですが、これまでの審議結果をまとめたものが、最近のもので 2008 年 3 月以降となっておりますが、付けておりますので御覧いただければと思います。詳細の評価結果につきましては、当委員会のホームページにすべて出ておりますので、詳細はそちらで御確認していただければと思います。

以上で、現在、評価が依頼されている案件等についての御説明を終わります。

○廣瀬委員 ありがとうございました。それでは、ただいまの説明に対しまして、御質問等はございますか。よろしいですか。

それでは、議事次第に従いまして議事 4「動物用医薬品の安全性評価基準(案)について」、引き続き事務局から説明をお願いいたします。

○関谷課長補佐 続きまして、資料 8 をお願いいたします。資料 8 は動物用医薬品の安全性評価基準、事務局素案としておりますが、これにつきましては、以前にも調査会に御紹介いたしておりまして、今般改選もあったということで、これから中身をきちんと見ていただいて、御意見をいただいて、リバイスをしていきたいと考えておりますので、今日こちらの資料を用意させていただいております。

今後、関係省庁との調整など先生方の御意見を踏まえて修正をして、正式なものとして 案を作成していきたいと考えております。今日はそういうことですので、とりあえず現在 版のものを御紹介させていただいて、細かいところの御意見等に関しましては、今後それ ぞれの御専門の先生方の御専門分野に関して、細かく御相談させていただければと思いま す。 まず1ページめくっていただいて、目次(構成)がありまして、第1章では総則という ことで、全体の流れ、一般的な全体の事項を決めております。第2章としては、各論とし て各試験項目などの詳細ということになります。

この評価基準を作成することの理由ですが、2ページの「はじめに」にございますが、 先ほど調整官からの御説明にもありましたように、基本的事項が食品安全基本法で閣議決 定されたものがありますが、その中でガイドラインを作成することに努めるとされており ます。既にここに書いてありますような、安全性の評価基準を作成してきております。今 回のものは、動物用医薬品のものということございます。ガイドラインについては、科学 的の妥当性など、公平性の確保、国内外に評価の透明性を示すということ。それから、申 請者の方々に対しては、必要なデータを明確化するという目的がございます。

第2では、用語の定義ということで、それぞれ定義をさせていただいております。

3ページの第3、基本的な考え方というところを御覧ください。これは食品健康影響評価ということなので、評価対象となる動物用医薬品ということになりますが、食品を介してヒトの健康に影響を与える可能性ということで、例えば作業従事者や環境への影響等は、ここでは取り扱わないということを明記しております。

16 行目には、ADI を設定することを基本とするということですが、これまでもこの調査会で御議論いただいた案件等で、多種多様なものが動物用医薬品にはありますので、そういった中で ADI が設定できないなど、必ずしも ADI を設定する必要がない。これは残留性がほとんどないなど、毒性が極めて低いというときに、そういった評価もこれまでもされているということで、そういった取り扱いについてここで規定をしております。

また、動物用医薬品の場合は、製剤になりますと、賦形剤や溶媒などの添加剤が含まれますので、それらについては必要に応じて、それらも含めて評価をしてきております。評価に必要な資料及び試験データ等の考え方でございますが、リスク管理機関に基本的には必要な資料を要求することになりますが、その場合の資料に関しましては、信頼性の確保がされているもの、あるいは国際機関の評価書等の科学的に信頼できるものということで、各試験項目の範囲あるいは留意事項は、この後の各論にあるのですが、原則として国際的に認められた手法である OECD のテストガイドライン、あるいは VICH と申しまして、動物用医薬品の承認審査資料の調和に関する国際協力というものがございまして、そこの中でガイドラインを、日本と EU と米国でハーモナイズしているものがございますので、そういった国際的に認められたものに準拠するということを基本としております。

4ページに移りますが、ただ、試験は多種多様なものがあるということで、5行目にあ

りますように、試験の省略があり得ますが、その場合はその理由など妥当性について明らかにする。また、以前に調査会にお諮りしたときにも御指摘があったので、7行目以降の文言につきましては少し付け加えさせていただきましたけれども、あまり固定化すべきではないという御意見がございまして、必ずしもこのガイドラインの試験範囲、あるいは試験方法というものが固守することを求めているのではなくて、科学的な評価を同等に保証する代替の方法の可能性を排除するものではないということを、事務局で付け加えさせていただいております。

第 5、薬物動態試験あるいは残留性試験及び毒性試験の評価というところでは、やはり 全体のそれぞれの試験、個別の評価のみでなく、全体の毒性の標的臓器あるいは毒性の作 用機序というところも、可能な限り明確にして評価書をつくるということが書かれており ます。

第6としては、ADIの設定の考え方ということで、ADIの設定に関しましては、基本的にこれまでの取扱いということになりますけれども、最小のNOAELをADI設定の根拠とする。性差を考慮してということで、雌雄は区別して設定をできればする。

安全係数に関しましては、これまでも様々な各調査会であまり横並びが取れてないということもありまして、食品安全委員会の研究事業でも安全係数、あるいは不確実係数についての研究をしているところでございます。その結果も踏まえまして、今後整理をしていきたいと考えておりますけれども、今これまでの国際機関の取扱い等を参考にしながら、種差 10、個体差 10、合わせて 100 というものを基本としております。

その他、ヒトの試験データの場合は、当然種差が要らないということもありますし、それぞれの場合に応じた安全係数を専門調査会で御議論をいただいて適用しているということになります。

5ページにいきますと、LOAELを基に ADI を設定するということがありまして、このときも安全係数で  $1\sim10$  を乗ずるということになっておりますが、ベンチマークドーズにつきましても、動物用医薬品ではまだ一度もそれを適用したケースはございませんけれども、今後ここの記載についてもこれで適切かどうかというところも御意見をいただければと思いますが、記載をしております、ベンチマークドーズについても触れております。

(6) に抗菌性物質の関係のことが載っておりますけれども、これは動物用医薬品のすべての化学物質系の動物用医薬品ということなので、抗菌性物質も含まれておりますので、肥料・飼料等専門調査会にもお諮りしてということになります。

第2章の各論ですが、ここもそれぞれの試験項目について書いております。まず、評価

対象物質に関する情報ということで、これはこういった情報がいつも評価書の中の項目として記載をしております。まず、動物用医薬品の場合は、薬物動態試験あるいは残留性試験というものがありますけれども、この第2に書いておりますけれども、毒性試験において標的となる臓器を推察するという意味もあるということ、それから代謝物については場合によっては毒性試験が必要な場合もあるというようなこと。それから、抗菌性物質については ADI を毒性学的な ADI のほかに、微生物学的なヒトの腸内細菌に対する影響も見ますので、そういったことの記載も書かれております。

具体的に毒性試験ですけれども、急性毒性試験については括弧書きにしておりますのは、専門委員の先生から御指摘をいただきまして、現在、動物用医薬品の評価の中では、 $LD_{50}$ を求める試験で通常行われておりまして、それを基にしておりますけれども、OECDで 4 01 というテストガイドラインがもう既にないということで、ここの記載の方法については工夫が必要という御指摘をいただいておりますので、括弧書きにしております。

亜急性毒性試験、慢性毒性試験に関しましては、こちらも農水省のガイドライン、VIC H、OECD のものを引用しているものですけれども、それに従ってという規定内容になっております。

そのほか、例えば6ページの2の(2)のように解釈的なところですが、標的臓器を明らかにすることは評価上重要であるということ。それから、肝臓、腎臓が標的臓器になることが一般的に多いということ。あるいは(6)にありますように、対照群にも観察される自然発生性病変につきましては、その程度あるいは頻度が投与により増加した場合であっても、有意差が認められた場合には投与による影響にするなど、その評価の試験の項目だけではなくて、ある程度評価の解釈といいますか、方針といいますか、そういうところまで記載をしております。

7ページに発がん性試験がございますが、一般的には、動物用医薬品のヒトへの暴露は 低度であるということで、これまでルーチン的に発がん性試験を行うということにはなっ ておりませんが、当然ここに書いてあるようなものに関しましては、発がん性試験が必要 である。

また、発がん性試験が不備なものに関しましては、先ほどの安全係数を増やして、追加の安全係数を適用するというような取り扱いもなされているところでございます。これも OECD の試験ガイドラインを基礎とするということで書いております。

(6) には、発がん性のメカニズムも含めて評価するということで、なかなかデータが 十分にない場合もございますけれども、そういったことです。 (8)では、動物種に特有の毒性所見については、ヒトへの外挿というところで毒性に 留意をして御判断をしていただいています。

8ページに移りますけれども、生殖発生毒性試験ということで、こちらも OECD の試験 ガイドラインを引用しております。催奇形性試験についても同様です。これももう少し考え方または付け加えられるところがあれば御意見をいただいて付け加えていきたいと考えております。

遺伝毒性に関しましても、かなりデータの解釈的なところが (3) (4) で記載をしております。ここに関しましても、前回のときに先生方から御意見をいただいておりまして、どこまで具体的な取り扱いを書いていくのか、あるいは内容の妥当性というところ、ここもそれぞれの御専門の先生方と詳細については御相談して詰めていきたいと考えております。

9ページには、その他の試験、あるいは抗菌性物質の場合の微生物学的な ADI の設定に関する試験です。

第5には、抗菌性物質の関係で、薬剤耐性菌に関する評価資料ということで、これにつきましては、既に食品安全委員会で薬剤耐性菌の評価指針は作成されておりますので、そこを引用する形を取っております。

以上、現状のまだ事務局素案という形でお示ししておりますけれども、今後先生方に御相談しながら、もう少し事務局で肉付けをした上で、改めて御意見をメール等でいただいて、また、御審議をいただくことにしたいと考えておりますので、よろしくお願いいす。 以上です。

○廣瀬委員 ありがとうございました。このガイドラインにつきましては、引き続き新メンバーで審議していくことになるかと思いますけれども、現時点で何か御質問等ございますか。

どうぞ。

- 〇中村専門委員 生物担当で、素人でどうかと思うですが、5ページの30行目ですが、抗生物質については食品中の残留物質がヒトの結腸に入る可能性を推察するということですが、結腸でよろしいですか。
- ○関谷課長補佐 これは、微生物学的 ADI を求めるときに、人の大腸にある腸内細菌まで どの程度抗菌活性を持った物質がいくかということを推定してファクターをかけるように なっておりますので、そういう意味で結腸に、少し説明が文章的に足りないかと思われま すけれども、抗菌活性を持ったものがどれだけ結腸まで到達するかということを推察した

上で、微生物学的 ADI を出すという意味ですので、もう少し説明を加えた方がよろしいかもしれません。

- ○中村専門委員 普通、糞便中の濃度などをはかるという話ではなくて、体の中の分布も あれして結腸に出るというような話になるのですか。その辺がよくわからない。
- ○関谷課長補佐 結局、仮に肉の中に抗菌性物質が残留していて、人が食べたときに、例えば胃の中で不活化される部分、pHで不活化、あるいは糞と結合して、実際に腸内細菌に抗菌活性を持った物質が作用しない場合があるので、全く作用しないのであればヒトの腸内細菌への影響はないということになるので、そこは腸内細菌への影響は考慮しなくていいということになりますので、そこについてはどうかというところがここに書いている趣旨です。
- ○廣瀬委員 よろしいでしょうか。ほかに、どうぞ。
- ○舞田専門委員 同じ5ページですが、先ほど代謝物については、必要に応じて毒性試験をするというふうにおっしゃいましたけれども、どういう基準で代謝物の毒性試験をする必要があるのかという明確な基準はあるのでしょうか。
- ○関谷課長補佐 明確な基準はございません。代謝試験など、あるいは毒性試験の中から 親化合物よりも、例えば代謝物の毒性が高いということがあれば、そこで必要に応じて、 代謝物そのものを使った試験を要求するということもありますし、あと農薬等では代謝物 が 10%以上出る場合には残留を測定するということが決められているということは聞い ておりますが、動物薬で明確な規定はございません。
- ○廣瀬委員 どうぞ。
- ○舞田専門委員 1つには、ニトロフランまたはマラカイトグリーンのように、代謝物が 残留規制の対象になる場合もあるわけですね。その場合に、今後、代謝物の残留はやはり 親化合物の残留とは動態が違ってくるというところで、どういう代謝物を明確に、毒性の 評価をしなければいけないかという部分は、何かの基準を持っていく必要があると思った ので御質問をしました。
- ○関谷課長補佐 先生がおっしゃるように、非常に重要だと思います。マラカイトグリーンなどは、既に代謝物も含めて評価をしておりますので、もともと残留の形態が何であるかということで、親化合物でほとんどというか、残留の指標が親化合物である場合であれば代謝物を見なくていいということになりますけれども、その辺、できる限り明確な記載ができればいいと思います。また御相談させていただきたいと思います。

- ○廣瀬委員 ほかによろしいでしょうか。どうぞ。
- ○能美専門委員 先ほど所掌の変更ということで、抗菌性物質を除くというお話があった と思うのですが、ガイドラインですと、抗菌性物質についてはという記載が多々あると思 うですが、その点についてはどうなのでしょうか。
- ○関谷課長補佐 一応、今、動物用医薬品のガイドラインとしてとりまとめることにしておりますが、抗菌性物質も含めた、動物用医薬品全般のガイドラインにしたいと考えています。ですので、抗菌剤の部分に関しては、肥料・飼料の専門調査会にもお諮りして御審議をお願いしたいと事務局としては考えております。
- ○能美専門委員 あと一つ要望で、中にベンチマークドーズという言葉があって、5ページの (5) ですけれども、もし用語の説明等を記載した改訂版をつくるときに入れていただけるといいと思います。

以上です。

- ○関谷課長補佐 わかりました。ありがとうございます。
- ○廣瀬委員 ほかによろしいでしょうか。

それでは、このガイドラインにつきましては、意見が多数あろうかと思いますけれども、 是非また調査会の場で審議をしていただければ幸いだと思います。

それでは、議事次第に従いまして、議事5のその他に入りますけれども、事務局から何かございますか。

○関谷課長補佐 今日、様々な御説明をさせていただきましたけれども、いろいろと御不明な点がおありかと思いますので、何かありましたら事務局にメールやお電話をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、次回の調査会ですが、既に調整に入っておりますが、11月30日の金曜日の午後を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。詳細については、また御連絡をいたします。

先ほど御紹介に間に合わなかったのですが、食品安全委員会の見上委員、野村委員が御 出席されております。よろしくお願いいたします。

以上です。

○廣瀬委員 それでは、本日の議事はすべて終了いたしました。全体的に何か御意見ございますか。なければ以上をもちまして、第 117 回「動物用医薬品専門調査会」を閉会いたしますが、私も安全委員会に来る前は専門調査会の専門委員を担当しておりまして、調査会の開催の前になると段ボールで幾つも荷物が届くということで、非常に辛い状況にあっ

た覚えがありますが、この調査会は国民の食の安全を保つ上でも非常に重要ですので、何 分余分な仕事と思わないで、今後、審議に御参加くださればありがたいと思いますので、 どうかよろしくお願いいたします。

それでは、本日はどうもありがとうございました。